

鳥取縣公報

則 則

◇鳥取縣規則第六十八号

へい 獸処理場等に関する法律施行細則（昭和二十三年十一月鳥取県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

へい 獸処理場等に関する法律施行細則中改正規則

第一條を次のように改める。

第一條 削除

第五條第一号を次のように改める。

一 へい 獸処理場を中心とする半径五百米以内の見取

図

第五條に次の一号を加える。

二 土地家屋等についての権利関係を証明する書類

第七條に次の但書を加える。

但し土地の状況又は業態によつて衛生支障がないと認めるときはこの限りでない。

第七條第一号(2)を次のように改め同号に次の(5)(6)を加える。

(2) 解体場は屋根を設け地盤は不透透性材料で構築し且つ傾斜をつけ汚水溜に通ずる排水溝を設ける。

(5) 汚水溜、汚物溜は屋外に設け不透透性材料で造り周縁は地面から二十センチメートル以上高くし堅ろうなふたを設けこん虫等の出入防止、汚物の飛散を防ぐ設備をする。

(6) へい 獸の埋没のみを行う区域にあつては(1)(4)以外の設備を省略することができる。
第七條第二号に次の(5)を加える。

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十月十六日 火曜日
第二千二百五十三号

(5) 原料の運搬には堅ろうな不透透性材料で内張りし洗じ、よ、うに便利で内容物及び臭気の漏れないような構造の容器を用い堅ろうなふたをする。

第八條中「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に改める。

第十一條中「第四條」の次に「及び第七條」を加える。

第十二條中「法第六條の規定により」を「法規則又はこの細則により」に改め「知事に提出する書類は」の次に「正副二通とし」を加える。

第十三條第一号中「第一條」を削る。

別記様式第一号を削り「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第四百六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十六年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録肥料の 番 号 名 称	含有する主成分 の最小量(%)	住 所 氏 名
鳥取県五、 第一九茶種油粕五、 三 号 粉末	全 量 全 量 全 量	兵庫県神戸市葺合区 協浜町二丁目九九 大和樟腦株式会社 代表者 矢野光輝

◇鳥取縣告示第四百六十七号

次の者に対し児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県東伯郡倉吉町大字湊町 近藤智子

◇鳥取縣告示第四百六十八号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十六年十月一日登録した。

昭和二十六年十月十六日

鳥 取 県 知 事 西 尾 愛 治

建築代理業者登録名簿

登録 番号	登 録 年 月 日	本 籍	住 所	氏 名	業 務 管 理 者	備 考
160	昭和26.10.1	鳥取県東伯郡高城村大字上米積二七五 東伯郡倉吉町大字岡田一九ノ二	石田建築事務所	石田 永壽	二級建築士 石田 永壽	
161	"	同鳥取市湯所町二三ノ二	阪神築港株式会社鳥取事務所 森下 正雄	森下 正雄	建築代理士 森谷 重治	
162	"	同東伯郡赤碕町大字赤碕七六八ノ一	馬野建設工業有限公司	馬野 勇	"	馬野 勇
163	"	同日野郡黒坂町大字上管七三〇	和田組	和田傳三郎	"	和田傳三郎
164	"	同東伯郡高城村大字下福田三四一ノ二	川上工務店	川上 鉄藏	"	川上 鉄藏
165	"	同岩美郡津ノ井村大字余戸二二八	豊田建築代理士事務所	豊田 正男	"	豊田 正男
166	"	同八頭郡河原町大字袋河原二七一	荻原建築代理士事務所	荻原重太郎	"	荻原重太郎

202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
同八頭郡八上村大字曳田一三九ノ三	同河原町大字袋河原五八	同西伯郡大山村大字坊領五一四	同八頭郡用瀬町大字用瀬三三一	同八頭郡智頭町大字智頭七二七	同西伯郡春日村大字一部二四九	同西伯郡大郷村大字金沢三一四	同八頭郡河原町大字袋河原四一四	同西伯郡高麗村大字保田三ノ四	同同 中浜村大字小篠津五、〇八一	同岩美郡津ノ井村大字杉崎六二四	同同 朝日町九九
川島	荻原	中島	安井	藤森代理士事務所	小谷建築代理士	青木	山田	中村	長谷川	足立	田中
川島 幸美	荻原 工	中島 重義	安井亀久男	藤森 民男	小谷 鹿市	青木 豊	山田 恭三	中村 重躬	長谷川慶三郎	足立 勝一	田中 直吉
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
川島 幸美	荻原 工	中島 重義	安井亀久男	藤森 民男	小谷 鹿市	青木 豊	山田 恭三	中村 重躬	長谷川慶三郎	足立 勝一	田中 直吉

214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
同八頭郡池田村大字小船四八一	香川県香川郡下笠居村大字生島五一三ノ六	鳥取県東伯郡花見村大字長江一、〇一八	鳥取県八頭郡佐治村大字森坪三〇一	同鳥取市賀露町九二一	鳥取市鹿野町三四	同東伯郡三徳村大字坂本一、五〇七	同岩美郡浦富町一、七四五	同西伯郡中浜村大字小篠津四、四六九	同岩美郡米里村大字中大路	鳥取市賀露町八五八	同八頭郡船岡村大字船岡四六七ノ一
坂口	木野戸	森下	柳沢	長安	山下	渡辺	山下	田淵	横山	門永工務店	浜田組
坂口 実	木野戸 好	森下 鶴藏	柳沢響四郎	長安 一雄	山下 忠重	渡辺 保栄	山下 良一	田淵 幸治	横山 梅藏	門永 一	浜田 曠
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
坂口 実	木野戸 好	森下 鶴藏	柳沢響四郎	長安 一雄	山下 忠重	渡辺 保栄	山下 良一	田淵 幸治	横山 梅藏	門永 一	浜田 曠

215	同 同 庄内村大字高田一二四	長谷川組	近岡 藤樹	近岡 藤樹
216	同鳥取市下横町三九	田中代理業事務所	田中 広幸	田中 広幸
217	同 同 材木町五ノ一〇	田中建築代理士事務所	田中 友春	田中 友春
218	同岩美郡美穂村大字源太三九ノ一〇	谷口	谷口 好治	谷口 好治
219	同気高郡大正村大字服部二四四	田中	田中 徳男	田中 徳男
220	同西伯郡光徳村大字東坪	中西	中西 義治	中西 義治
221	同八頭郡智頭町大字新見二五七	河村	河村宗一郎	河村宗一郎
222	同 同 山郷村字中原一〇三	葉狩	葉狩 美正	葉狩 美正
223	同 同 大伊村大字橋本七五ノ一	小原	小原 一正	小原 一正
224	同 同 山郷村大字西谷五九四	藤原	藤原 達治	藤原 達治
225	同鳥取市桶屋町一四	秋山建築事務所	秋山 平治	二級建築士 秋山 平治
226	同八頭郡智頭町大字智頭一六七五	広田	広田 守義	広田 守義

227	同東伯郡八橋町大字八橋一三七三	岡崎	岡崎 正春	岡崎 正春
228	同気高郡美穂村大字下味野一五五	前田	前田 爲藏	前田 爲藏
229	同岩美郡面影村大字大代一七	本多	本多 安造	本多 安造
230	同日野郡黒坂町大字黒坂一、一八六	米子市道笑町二丁目一八九	有限会社福田工務店 福田 孝壽	一級建築士 福田 孝壽
231	同米子市加茂町一丁目三三	日進土建株式会社	森本 繁藏	二級建築士 渡辺 忠春

◆鳥取縣告示第四百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五條第一項の規定に基き、東伯郡倉吉町大字福守池田栄外十四名の者より、土地改良区設立の予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第十一條の規定に従ふ、次の通り公告する。

昭和二十六年十月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、縦覽に供すべき書類の名称
 - (一) 予備審査に関する調査報告書
 - (二) 土地改良事業計画概要書
 - (三) 定款作成の基本となるべき事項

二、縦覽期間

昭和二十六年十月十七日から同年十一月五日まで

三、縦覽の場所

東伯郡倉吉町役場
同 社 村同

四、意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

◇鳥取縣告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五條第一項の規定に基き、西伯郡高麗村大字上万、入江惣次郎外十六名の者より、高麗村上万土地改良区設立の予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一條の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年十月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- （一） 予備審査に関する調査報告書
- （二） 土地改良事業計画概要書
- （三） 定款作成の基本となるべき事項
- 二、縦覧期間

昭和二十六年十月十七日から同年十一月五日まで
三、縦覧の場所
西伯郡高麗村役場
四、意見の提出
利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

◇鳥取縣告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五條第一項の規定に基き、東伯郡南谷村大字松河原石田泰三外十九名の者より、天神野土地改良区設立の予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一條の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年十月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、縦覧に供すべき書類の名称

雑 報

大豆の大、中、小粒種別原種について

鳥取食糧事務所長

農産物検査法第六條第一項による農産物規格規程中、一大豆の附の二に基く大、中、小粒種別品種を左記の通りとする。
記

中粒種、白大豆、淡青大豆、その他の大豆

正 誤

昭和二十六年十月三日鳥取県規則第六十七号中、誤植があるので次のように訂正する。

頁	段	行	誤	正
一四	下	一五	其他	その他
一六	上	一一	規程	規定

- （一） 予備審査に関する調査報告書
- （二） 土地改良事業計画概要書
- （三） 定款作成の基本となるべき事項
- 二、縦覧期間

昭和二十六年十月十七日から同年十一月五日まで

三、縦覧の場所

東伯郡山守村役場

〃 南谷村〃

〃 上小鴨村〃

〃 倉吉町〃

〃 社 村〃

〃 北谷村〃

四、意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。